

	新潟市教育委員会 平成26年2月 定例会会議録			
日 時	平成26年2月13日(木) 午後2時30分			
場 所	市役所本館3階 対策室			
出席委員 (6名)	齋藤 委員長		欠席委員	
	沢野 委員			
	佐藤 委員			
	吉村 委員			
	織田 委員			
	阿部 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	総合教育 センター所長	吉原 修英
	教育次長	齋藤 博子	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育総務課長	岩名 俊明	地域と学校ふれ あい推進課長補佐	片山 久美子
	教育政策監	伊藤 充	生涯学習センタ ー 所 長	三保 恵美子
	教育政策 担当課長	上所 隆	生涯学習センタ ー 次 長	高橋 治
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館館長	山川 正士
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	保健給食課長補佐	真田 裕子	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	生涯学習課長	鈴木 緑	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
	教職員課長	高居 和夫	教育総務課主査	石田 貴宏
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2 時 3 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (2 件)	議案番号	件 名
	議案第 2 7 号	平成 2 6 年 2 月議会定例会の議案について (1) 平成 2 5 年度新潟市一般会計補正予算について (2) 平成 2 6 年度新潟市一般会計予算について (3) 新潟市社会教育委員の定数及び任期等に関する 条例の一部改正について (4) 新潟市立小学校条例の一部改正について (5) 新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学 校条例の一部改正について (6) 新潟市立中学校条例等の一部改正について (7) 新潟市立図書館条例の一部改正について
	議案第 2 8 号	市立小・中・中等教育・特別支援・高等学校の校長の 人事について
報告 (1 件)	記 号	件 名
		「生涯学習市民意識調査」結果報告について
協議題 (0 件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後2時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に佐藤委員及び吉村委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 これより付議事件に入ります。

議案第27号「平成26年2月議会定例会の議案について（1）平成25年度新潟市一般会計補正予算について」学務課長に説明をお願いします。

○学務課長 平成25年度新潟市一般会計補正予算のうち、学務課分について説明します。歳出予算補正で奨学金貸付事業につきまして、1,100万円の減額となります。新規の貸付予定者数を135人としておりましたが、貸付が実際100人となりましたので執行残となりました金額を減額補正するものです。

○委員長 これについて、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。それでは、よろしいですか。続いて、施設課長に説明をお願いします。

○施設課長 本議案の主な内容は国の補正予算編成に伴って文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の追加交付を受けて実施します。金額は記載のとおりとなります。

一つ目が学校施設の耐震化の促進です。これは平成26年度に実施を予定しておりました小・中学校の屋内体育館の非構造部材、具体的には外壁、屋根などですが、こちらの耐震工事に係る予算を前倒しして着手し、これに伴う歳出予算を増額補正するものです。これについては全額の繰越明許費の設定をします。内訳につきましては、小学校が11校で、木崎、岡方第二、東山の下、牡丹山、竹尾、江南、浜浦、関屋、有明台、紫竹山、阿賀の各小学校です。中学校は9校で、山の下、大形、石山、東石山、下山、上山、坂井輪、内野、中野小屋中学校です。これらの学校で実施します。

二つ目は、計画的な建て替えです。これは平成26年度当初予算に計上予定としておりました校舎、それから屋内体育館などの改築、さらには給食室の増築及び武道場建設の予算を前倒しして歳出予算を増額補正するものです。校舎、屋内体育館などの改築予算につきましては継続費の新規設定及び年割額の変更をします。また、給食室の増築、武道場の建設予算につきましては全額の繰越明許費の設定をします。内訳ですが、改築事業は小学校が2校で、木戸及び南万代小学校です。中学校が3校で、新津第一、新津第二、中之口の各中学校です。さらに、給

食室増築事業は小学校の1校で、横越小学校です。武道場建設事業は中学校の2校で、新津第一、岩室の各中学校で実施します。併せて、下山小学校改築事業において、請負差額等の減額補正をするほか、工事のスケジュール変更に伴う継続費の年割り額の変更を行います。

次が安全で快適な学校環境の整備です。これは平成26年度に予定していた大規模改造工事、トイレ省エネルギー設備改修に係る予算を前倒しし、これに伴う歳出予算を増額補正するものです。これにつきましても、全額の繰越明許費の設定をします。内訳としては、大規模改造工事は、小学校の7校で、南中野山、矢代田、東青山、西内野、桜が丘、東曾野木、江南の各小学校です。中学校は4校で、大形、小新、巻東、巻西の各中学校で行います。また、トイレ省エネルギー設備改修は小学校3校で、葛塚、阿賀、新飯田の各小学校となります。中学校は2校で、大江山、両川の各中学校で実施します。

4番目がグラウンドの整備ですが、これも平成26年度に予定しておりましたグラウンド改修に係る予算を前倒しし、これに伴う歳出予算を増額補正するもので、これにつきましても全額の繰越明許費の設定をします。内訳は小学校1校で、浜浦小学校になります。中学校は2校で、関屋、新津第一の各中学校で実施します。

最後、5番目が老朽校舎の整備について、参考までに記載しました。これは平成25年9月補正で予算措置を行いました、小・中学校の校舎外壁改修工事について、実施設計等に期間を要したため年度内の工事完了が見込めないため、工期の延長を行いたく、繰越明許費の設定を行うものです。

項目ごとの説明は以上ですが、これらの工事と事業全体によりまして、来年度のさまざまな工事を確実に実施し、安心・安全な教育環境の整備や改善を図るとともに、早期の事業着手により地域経済の活性化に寄与できるものと考えています。また、歳入につきましても歳出予算に合わせた所要額を増額補正するものです。内容及び金額につきましては、記載のとおりです。

○委員長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○吉村委員

事務局にお伺いしたいのですが、予算額のことではありません。前倒しで行うということですが、年度をまたいで前倒しするわけです。こういう場合に、学校等であれば学校の計画があるはずで、それと併せての工事になると思うのですが、学校現場とのそういうことの計画変更についてはどのような手順とか配慮でやっているのですか。

○施設課長	学校の計画といたしますと、例えばイベントとかそういったものでしょうか。
○吉村委員	中学校であれば、普通の工事でも受験前などを避けなければならないとか体育祭を避けなければならないとかいろいろあると思うし、学校にとっても工事というのはなかなか大きな事業でありますので、それによって教育計画を変えなければならないのではないかということをご心配しています。
○施設課長	工事に際しましては、必ず学校とスケジュール調整をしたうえで支障のない形でやっております。
○吉村委員	支障がないといっても、年間計画というのはなかなか動きづらいところがあるわけですが、早く環境を整えることで前倒しになった場合に、そういうことで不都合が生じているのかいないのか。私は事情は分かりませんが、役所のほうで早くやりますというありがたい反面、全体の動きに不都合がないのかという不安もあるわけです。
○施設課長	例えば、2月補正ですと、3月に当初予算を審議いただいた部分を2月に入れさせていただく。契約が早くに行える、もしくは企業がその材料等を早く手に入れられる、人を早く見込んだうえで集められるといったところが大きく変わるところです。2月補正ですと実際の工事はさほど変わるところではありませんので、特に支障は生じないものと考えます。
○吉村委員	分かりました。十分気をつけてやっていただければと思います。
○沢野委員	最近、ある小学校の体育館で雨漏りがあり、十二、三個バケツを置いて、体育館内も濡れているため、子どもが走りまわれないと伺いました。施設課でもお分かりと思うのですが、いくらお伝えしても修繕も順番待ちとお聞きしました。 今の説明にその小学校があったのでよかったと思います。子どもたちの教育上、あまり長い期間、体育ができないというのはどうかと思います。今後も予算のこともありますが、どんどんそういう声に、早めの対応していただければと思います。
○施設課長	十分配慮していきたいと思います。
○委員長	ほかにいかがでしょうか。 続いて、教職員課長に説明をお願いします。
○教職員課長	教職員課分は教職員住宅の管理についてです。歳出予算補正で2,700万円の減額となります。主な理由としましては、鳥屋野教職員住宅の解体工事について、予算と工事前の設計段階での差額が生じたことや契約請負差額が生じたことによるものとなります。このほかにも、当初、小須戸教職員住宅の解体を予

定しておりましたけれども、建物を含めて売却することになり解体費用等が不要になりましたので、併せて減額補正を行うものになります。

○委員長

この件に関して、質問等ありますか。よろしいですか。

では、次に移ります。「(2)平成26年度新潟市一般会計予算について」斎藤教育次長に説明をお願いします。

○斎藤教育次長

平成26年度当初予算事業説明書に基づきまして説明します。

教育委員会全体の歳入歳出予算総額は歳入が23億7,851万1,000円。歳出が220億234万1,000円となっております。各所属の予算状況についてはごらんとおりです。

続きまして、主な事業の概要について説明します。私からは、担当であります学校管理、生涯学習関係の事業について説明します。

まず、教育委員の担当区制と教育支援センターの設置となります。これにつきましては、教育委員を増員して担当する区を定めるとともに、現行の教育事務所を再編した教育支援センターを全区8区に設置し、地域で教育に責任を持てる体制の構築を進めていきます。次の教育ビジョンの適正な推進では、後期実施計画に盛り込まれた施策を着実に実行するため、適切な施策評価を通じて教育ビジョンの進行管理を行うほか、平成27年度以降の新たな実施計画を策定します。

その下の就学援助事業につきましては、引き続き一定の所得基準に該当する方への助成を実施します。また、東日本大震災による本市への避難者で経済的に就学が困難な方に避難者就学援助事業を継続して実施します。

次に、学校施設関係になります。まず、指定避難所耐震補強事業（非構造部材耐震化）では、指定避難所になっている学校施設において、落下した場合に大きな事故が起こりやすい屋内体育館などの天井などについて耐震対策を行います。次の学校改築事業については、ほとんどが複数年の継続事業ということになっております。平成26年度に新規に着手する事業としましては、木戸小学校校舎一部改築及び南万代小学校改築になります。4小学校、豊照小学校、湊小学校、栄小学校、入舟小学校の統合校となる日和山小学校ですけれども、その新たな校舎となります。現在の栄小学校の校舎の今後の増築に向けまして、基本設計及び実施設計を行うほか、横越小学校で給食室の増築を行います。以下は説明を省略します。

続きまして、学校保健関係となります。学校医の配置や各種健康診断事業及び児童生徒の生活習慣病予防対策事業を引き続き行い、市立学校、園の幼児、児童生徒の疾病の早期発見や予

防、健康の保持増進に努めます。また、その下、新たに食物アレルギー対策事業としまして、アナフィラキシー発症時の緊急対応について、学校関係者を対象とした研修を実施します。学校給食関係では、引き続き食育の推進を図るほか、小学校2校で給食調理業務の民間委託をモデル実施し、より効果的、効率的な運営を図りつつ、安心・安全な学校給食の提供を確保していきます。

次からは生涯学習関係になります。青少年の非行などへの対応としまして、青少年育成員を配置し繁華街などでの巡回や青少年への声かけを行う街頭育成活動を引き続き実施します。また、若者支援事業では、若者支援センターで相談業務や居場所の運営を行うほか、若者の自立や社会参加を支援する事業を行います。

続きまして、生涯学習センター所管の事業となります。市民の高度で専門的な学習ニーズに応えるためのにいがた市民大学開設事業を引き続き実施するとともに、家庭教育に関する学習の場を提供する家庭教育振興事業では、おはよう朝ごはん料理講習会及び子育て学習出前講座を実施していきます。

次に、公民館所管の事業についてです。一番下にあります、地域コミュニティ活動活性化支援事業では、地域コミュニティ協議会などと連携をして課題解決のために必要な事業や地域を担う人材の育成を行うことにより、地域活動の活性化を支援していきます。また、コミュニティコーディネーターの育成講座を各区で実施していきます。このほか、各公民館における家庭教育振興事業や地域学振興事業などについても引き続き実施していきます。

次に、中央図書館所管の事業についてです。読書普及事業では、中央図書館をはじめ各図書館において引き続き幅広い資料を収集するとともに、各種講座や行事を開催するほか、障がいなどにより図書館に来られることが困難な市民の皆さんへの図書や視聴覚資料宅配サービスを継続して実施していきます。3段目の子どもの読書環境の整備事業では、ブックスタート事業を継続して行うほか、子どもや親子を対象としたさまざまな行事を開催するなど、子どもの読書活動を推進していきます。また、生涯学習施設整備事業につきましては、合併建設計画である新津図書館改築事業として7月の開館に向けた準備を行うほか、旧新津図書館を解体する工事や解体後の敷地を駐車場として整備する工事も合わせて行っていきます。

続いて、渡邊教育次長からお願いします。

私から学校教育、地域連携関係の事業について説明します。

○委員長

○渡邊教育次長

教職員関係としましては、教職員の多忙化解消対策を引き続き推進するとともに、教職員の採用、管理職の登用などを適切に実施していきます。教職員の研修につきましては、教師力の一層の向上を目指して学校現場のニーズに合致した研修を推進していくとともに、若手教師道場やマイスター養成塾などの研修講座の質を高め、充実を図っていきます。

学校教育に関する事業です。新年度も引き続き基礎学力の向上などに重点的に取り組んでいきます。学力向上対策事業では、全国学力学習状況調査で実施されない教科、理科、英語の学力調査についても市独自で行い、児童生徒一人一人と各学校の学力実態の把握に努めます。また、基礎的、基本的な知識定着のために行っている単元評価問題配信や学習支援員の活用も図っていきます。

続きまして、カウンセラー等活用事業では、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣して、いじめや非行等の問題行動や不登校の解消を図っていきます。また、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケアなどについても引き続き対応していきます。

特別支援教育の充実につきましては、引き続き小・中学校の特別支援学級及び通常学級に介助員を配置して、障がいのある児童生徒の学校生活を支援していきます。また、その二つ下にあります発達障がい等サポート事業では、引き続き小学校低学年の特別支援学級の対象とならない発達障がい児への指導、支援体制のために大学教授等と連携し、専門家を学校に派遣していきます。

次に、地域連携に関する事業についてご説明します。地域と学校パートナーシップ事業は平成 19 年度から事業を開始し、平成 25 年度は当初の計画より 1 年前倒しで市内のすべての小・中学校、中等教育学校、特別支援学校に地域教育コーディネーターを配置しました。平成 26 年度は引き続き全校へ地域教育コーディネーターを配置するとともに、8 区の小・中学校各 1 校、合計 16 校において事業の趣旨や効果を広く市民に浸透させるため、地域と学校ウェルカム参観日を実施します。また、ふれあいスクール事業では地域コミュニティ協議会委託型モデルを含め、新たに 6 校を拡充し、68 校で実施します。二つ目にあります地域と学校ドリームプロジェクト支援事業では、選考委員会の審査を受けて認定された 31 校に対して支援を行い、引き続き特色ある取組みや先進的な取組みが市内の学校に広がるよう進めていきます。

教育委員会所管となる平成 26 年度当初予算の内容につきまし

ては、以上です。

○委員長

以上、両次長から説明がありました一般会計予算について、ご意見、ご質問のある方いらっしゃいませんか。

よろしいですか。では、次に移ります。議案第 27 号「(3)新潟市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部改正について」生涯学習課長に説明をお願いします。

○生涯学習課長

まず、改正理由になります。昨年 6 月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づきまして、社会教育法が一部改正され、今まで社会教育法で定めていた社会教育委員の委嘱基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることになったため、改正を行うものです。

具体的な改正の内容は次のとおりです。まず、委員の委嘱基準の追加です。委嘱基準につきましては 5 項目とし、1 から 4 までは文部科学省令で定める基準をそのまま適用しています。そこに新潟市の基準の基点として市民参画を推進する考え方を盛り込み、5 として市内に住所を有する者を追加しました。具体的には、すでに実施しております公募委員による委員について明記した項目になります。次に条例の名称ですが、今回の改正で委嘱の基準を追加することになりましたので、新潟市社会教育委員に関する条例に改めることにしました。また、社会教育委員の略称の変更や各条の見出しの追加など、必要な改正を合わせて行いました。

詳細につきましては、新旧対照表をごらんください。条例の名称の変更。各条に括弧書きで見出しを加え、社会教育委員の略称を変更しました。また、第 3 条に委任の委嘱基準を追加しています。さらに、字句の追加など必要な改正を行ったところです。

次に、条例の改正案に対する市民の意見についてです。昨年の 12 月 16 日から 1 月 15 日まで、市民意見提出手続条例に基づきましてパブリックコメントを求めたところ、意見が提出されました。内容は、委員の委嘱基準に市外の方で市内の企業・団体等に勤務している者を追加してはどうかという意見でした。これに対する市の考え方としては、まず、委嘱基準の内、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者につきましてはこれまでも市内の在住かどうかを問わずに委嘱しておりますので、今後も同様に対応していくことにしています。また、今回、市内に住所を有する者を追加したのは、先ほども申し上げましたとおり、広く市民参画を推進するための公募委員を想定してのことで、

市の附属機関等に関する指針に応募委員の応募資格としてこの規定があるために、準じた項目として入れたものです。このようなことから、新たに項目を追加するという修正は行わないことにしました。

最後に、この条例の施行時期についてですが、一部改正した社会教育法の施行時期と同じ平成 26 年 4 月 1 日からとなります。以上、条例の一部改正について説明しました。

○委員長

この件に関して、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、「(4) 新潟市立小学校条例の一部改正について」教職員課長に説明をお願いします。

○教職員課長

豊照小学校、湊小学校、栄小学校、入舟小学校の統合に伴う新たな学校の校名につきましては、1 月教育委員会協議会で日和山小学校と決定していただきました。これにより必要な小学校条例の改正を行うものですが、具体的には、豊照小学校、湊小学校、栄小学校の名称及び位置を削除し、入舟小学校の名称を日和山小学校とするものです。入舟小学校の校舎にて、平成 27 年 4 月開校予定ですが、栄小学校の校舎改修に伴い、改修終了後は栄小学校校舎を利用する予定です。施行日は平成 27 年 4 月 1 日です。なお、参考までに、議会提出議案、新旧対照表を掲載しています。

○委員長

この件に関して、ご意見、ご質問はありませんか。

次に移ります。「(5) 新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部改正について」教職員課長に説明を求めます。

○教職員課長

この取り扱いにつきましては、事務等も含め学務課が行っております。この説明に関しては、木村学務課長も同席をさせていただきますが、ご了解いただきたいと思います。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律の改正により、平成 26 年 4 月以降、高等学校の新入学者や中等教育学校後期課程の進級者について、今までの授業料不徴収から所得制限を設けた修学支援金支給へと制度が変更されることになりました。授業料につきましては、今まで不徴収から全日制が年額 11 万 8,800 円、定時制が 1 単位年額 1,740 円となります。納付につきましては、今まで無償から所得制限以上の世帯は納付、所得制限未満の世帯は県から支給されます修学支援金を市が受給者に代わって受領し、授業料に充てることとなります。所得制限につきましては、市民税所得割額が 30 万 4,200 円未満の世帯。これはモデル世帯で年収 910 万円程度となります。なお、通算在学期間が 36 月、3 年を

超えている場合や月途中の編入の場合についても不徴収制度の考えに準じて、県と同様、原則徴収はしません。納付期日については、年額の12分の1を当月の25日に納付することになります。ただし、新入学時の4、5、6月分に関しましては7月に、支援金審査確認の7、8、9月分については10月に、年度末の3月分については2月徴収となります。施行日は平成26年4月1日です。

なお、参考までに、議会提出議案及び新旧対照表を掲載しています。

○委員長

この件について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。続いて、「(6)新潟市立中学校条例等の一部改正について、教職員課長より説明をお願いします。

○教職員課長

東区西野地区において行政区域の変更及び町名の変更が行われ、新潟市として関連する条例をまとめ、2月議会で改正を行わせていただきます。当該地区に東石山中学校があることから、教育委員会関連条例である新潟市立中学校条例の該当部分について改正をします。具体的には、新潟市立中学校の名称及び位置を定める、別表中の東石山中学校の位置を新潟市東区西野1197番地から新潟市東区若葉町2丁目16番1号に改めます。施行日は市長の告示の効力が生じる日からとなっており、平成26年10月14日の予定です。なお、参考までに、議会提出議案、新旧対照表を掲示しておきました。

○委員長

この件に関して、ご意見、ご質問のある方はいますか。

続きまして、「(7)新潟市立図書館条例の一部改正について」中央図書館企画管理課長に説明をお願いします。

○中央図書館企画管理課長

本議案については視聴覚センターの廃止の部分がありますので、総合教育センターの吉原所長を同席させていただきます。よろしく申し上げます。

改正点は4点になります。1点目ですが、坂井輪図書館に係る改正です。現在、坂井輪図書館があります西区役所分館は耐震化及び改装のため工事中です。以前、平成24年5月に改修計画の概略を説明していますが、今年の6月中に改修工事が終わります。その後開館準備をしまして、8月中にリニューアルオープンする予定です。工事後、坂井輪図書館は延べ床面積が現在の約3倍の919平方メートルとなり、フロアはこれまでの3階に加えて2階部分が増え、さらに、蔵書冊数や座席数も増えますので、これを機会に坂井輪図書館を西区の中心図書館として位置づけ、西区の内野図書館、黒埼図書館及び西区図書室7室を中央図書館から坂井輪図書館に所管替えをするとともに、他の中心図書館と同様に館長の諮問機関として図書館協議

会を設置します。

2点目です。視聴覚センターの廃止と業務の移管に係る改正です。このことにつきましては、総合教育センターから去年10月の教育委員会協議会におきまして、視聴覚センターを廃止し業務の一部を新津図書館に移管するため、視聴覚センター条例の廃止を後ほど定例会議案として上程させていただくと説明をさせていただきました。ところが法制課より、条例の廃止を単独で上げるのではなく図書館条例の一部改正の中でそのことを明記するようにと指摘がありました。そのため、図書館条例を所管しております図書館から、視聴覚センター条例の廃止を含めた改正内容について説明させていただきます。

視聴覚教育は、これまで、長く視聴覚センターの重要な業務でしたが、近年の情報システムの発展やパソコンの浸透、市販の映像教材の充実等により、教員の視聴覚教育の研修もコンピューター中心となっていて、総合教育センターの研修体系の中に組み込まれるようになってきていることから、視聴覚教育における視聴覚センターの役割が使命を果たしたと判断し、廃止したいと考えております。ただし、現在もニーズがありますDVDやビデオ等の視聴覚教材及びプレイヤー、プロジェクターなど視聴覚機材の小・中学校や社会教育団体などへの貸し出し、また、地域での夏休みやクリスマス会などの子ども向け映写会につきましては新津図書館が業務を引き継ぐこととし、そのための改正をします。

新津図書館の開館日はまだ確定ではありませんので、施行日は、公布後6か月以内の定める日とします。視聴覚センターは新しい新津図書館が開館する7月中旬までその業務を行います。研修室等の利用は移転作業が始まる直前の5月30日までと考えております。

続いて、3点目です。新津図書館の改築に係る改正です。現在の新津図書館に併設されております視聴覚センター分館の施設として研修室がありますが、同センターが廃止となるため、新築の新津図書館内に図書館の研修室を設置することとし、その使用料を規定するための改正です。新しい新津図書館は現在の新津図書館の隣接地に移転し、延べ床面積が現在の約1.9倍の約2,300平方メートルとなります。新しい研修室は図書館行事や社会教育支援のため45平方メートルの部屋を二つ設置し、これは2室を合わせて一つの部屋として活用することもできます。その使用料を設定するものです。施行日は公布後6か月以内の定める日となっておりますが、具体的には7月21日を開館ということで準備を進めておりまして、開館の日から施行する

こととなります。

最後に、4点目です。図書館協議会委員の任期をそろえるための改正です。中心図書館の図書館協議会で委員の任期は図書館条例で2年と定められております。各図書館協議会では毎年度図書館事業に沿った事業実績やサービス内容についての評価、ご意見をいただき、次年度の事業計画の策定や図書館運営に生かす仕組みとなっております。したがって、各協議会の評価、ご意見を集約する場合に年度途中で任期が切れないようにする必要があります。1期目の任期を3月31日満了とするための改正です。

続きまして、資料をごらんいただきたいと思います。図書館条例の一部改正する条例の条文をお示ししました。そして、新旧対照表をつけました。また、次は坂井輪図書館の概要となります。また、西区役所及び分館の位置図、平面図をお示ししました。坂井輪図書館は2階、3階部分になります。次に新津図書館の概要をお示ししました。配置図、各階の平面図、見取り地図をお示ししました。

○委員長

以上に関して、ご質問、ご意見はありますか。

よろしいですか。それでは、これで議案第27号、すべて説明を終わりましたけれども、承認してよろしいでしょうか。それでは、承認されました。

議案第28号については人事案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異存ありませんでしょうか。よろしければ、報告案件の終了後に非公開案件として再会して審議します。これで、付議事件を終了します。

第4 報告

○委員長

続いて、報告案件に入ります。

「生涯学習市民意識調査結果報告について」生涯学習課長に説明をお願いします。

○生涯学習課長

生涯学習市民意識調査の結果がまとまりましたので、報告します。詳細につきましては、水色の結果報告書をごらんいただければと思います。はじめに、調査の概要です。このたびの調査は、市民の生涯学習活動や社会活動に関する意識、実施状況、要望などを把握し、生涯学習推進のための基礎的な資料とするために実施しました。調査項目は大きく分けて二つで、生涯学習活動へのかかわりと社会活動へのかかわりについて行っております。回収結果は有効数が1,081人で回収率は36パーセントでした。

続いて、調査結果の概要です。主なものだけ説明させていただきます。はじめに、生涯学習活動の現状についてです。生涯

学習活動を行っている人の割合は 46.2 パーセントで、平成 20 年度調査に比べまして 9.2 ポイント低下しました。生涯学習活動を行っている年代で最も高いのは 60 歳代、最も低いのは 30 歳代となっております。生涯学習活動を行っている人の割合を国や県の同様の調査と比べてみますと、参考に掲げましたとおり、本市は新潟県よりは高いですが全国よりは低い状況になっております。生涯学習活動を行っている人の学習内容は、スポーツ・レクリエーション、趣味などの活動、職業上必要な知識・技術の割合が高く、地域社会の理解や振興あるいは社会問題や社会の変化への対応といったところについては低くなっております。この傾向は前回の調査結果と変わっておりません。学習活動の方法は、自主サークル・グループ活動、本や新聞、テレビ・ラジオを利用した活動、民間の教室や講座での活動の順となっており、公民館等の学級・講座と回答した人は 17.4 パーセントとなっております。

学習活動で身につけた知識や技術の活用は、自分の趣味や自分の健康づくりに活用するという割合が高くなっております。全体的にはボランティア活動等に生かす人の割合は低いのですが、前回調査を比較しますと、ボランティア活動の割合が若干増加しています。次に生涯学習活動を行っていない方の理由です。仕事が忙しくて時間がないが最も多いですが、きっかけがつかめないあるいは必要な情報が入手できないなども上位になっております。

続いて、生涯学習活動に対する今後の意向です。今後、生涯学習活動を行いたいと答えた方は 56.9 パーセント、行いたい気持ちはあるけれどもいろいろな事情でできないと思うが 22.4 パーセント、行いたいと思わないが 18 パーセントでした。

希望する学習の内容は、趣味などの活動が最も高く、スポーツ・レクリエーション、あるいは健康の維持や管理に関するものが続きました。一方で、社会問題や社会の変化に対応するものは少なく 1 割未満となっております。これは、現在活動している人の傾向とほぼ同様の傾向となっております。

今後希望する学習方法については、公民館等の学級・講座が最も高くなっており、次いで民間の教室や講座となっております。施策への要望としましては、利用できる施設を増やすといった回答が最も多く、次いで講座や行事、イベントの増加、あるいは講座などの広報の充実といったものです。これは水色のほうに結果として載っております。以上のようなことから、市民の皆様が市に対して学習施設の充実や講座情報の提供を期待しています。しかし、今後学習したい内容を見ますと、社会問

題や社会の変化あるいは地域社会の理解や振興に関するものを上げた割合が高く、また、学習成果を社会的な活動に生かしている割合も低いことが伺えます。

また、学習の形態につきましては、若い世代では従来のグループ活動型の学習よりもパソコンやインターネットを利用した活動、あるいは本や新聞、テレビ・ラジオ等を利用した個人的な学習活動が多くなっています。しかし、今後希望する学習形態を見ますと、20歳代以外のすべての世代で公民館等の学級・講座を活用したいという方が最も高いことが分かります。こういったことを踏まえながら、公民館等の講座を検討していく必要があると思っております。

次に、社会活動へのかかわりについてです。ボランティアなど社会活動に参加している人の割合は24.4パーセントで、活動の内容は地域行事にかかわる活動が最も高く、次いで環境保護・環境美化、スポーツ・健康づくり、防犯・防災・交通安全活動となっております。学校支援に関する活動は17パーセントでした。

活動に参加したきっかけにつきましては知人や団体からの依頼が最も高いですが、自分のためになると思ったから、あるいは地域や社会をよりよくしたいと思ったからといった回答も高くなっております。社会活動に参加していない理由につきましては、4割強が忙しくて時間がないと回答しています。次いで、自分の知識や力が不足しているあるいは情報がない、仲間がいない、人間関係が負担になってくるということも回答として上げられています。

次に、社会活動に対する今後の意向ですが、今後も社会活動に参加したいが32.6パーセント。参加したいがいろいろな事情でできないと思うが34.1パーセント。参加したいと思わないが30.1パーセントと3分の1くらいずつになっています。今後参加したい活動はスポーツ・健康づくりが最も高く、学校支援活動と回答した割合は12.6パーセントでした。施策への要望としては、社会活動情報に関する広報の充実が最も高くなっています。続いて利用できる施設を増やす、あるいは市民活動支援センターの周知と利便性の向上といったものになっています。

以上のことから、社会活動についてはおおむね年齢が高いと参加率も高くなっています。活動に参加したきっかけは年代ごとに若干違っております。若い世代は学校時代の経験を通じて。それから年代が上がっていきますと知人や団体からお願いされてあるいは地域や社会をよりよくしたいからと変わっていきます。若年層では個人的な関心から活動に参加しますが、徐々

に人とのつながりが生まれ、さらには年代が上がると社会全体に視野が広がっていくといった様子がうかがえると思います。また、社会活動を行っていない人たちでも、情報提供ですとか施設の充実、企業の理解などの条件を整えば活動につながる可能性があると分かりました。

最後に、本市の生涯学習施策について聞いております。新潟市の生涯学習施策に関する認知度で最も高かったのは絵本の読み聞かせボランティアでした。全体的に事業名を挙げて聞いたところもあるのですが、認知度としては低い状況があります。世代別の認知状況を見ますと、例えば、地域教育コーディネーターは全体の認知度が14.6パーセントであるのに対し、43ページに年代別のものが出ているのですが、40代では30.4パーセントになるなど、施策が身近な世代の認知度がやや高いという傾向が見られました。

○委員長

今の件に関して、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○佐藤委員

もし分かれば、社会活動をやっている皆さんの全国的な調査のようなものはあるのですか。

○生涯学習課長

社会活動という形で聞いているものは、国にも県にもないのです。

○佐藤委員

それは全部生涯学習ということですか。ちなみに、生涯学習が一番高い県はどこですか。

○生涯学習課長

県別までは、すみませんが出ていません。

○佐藤委員

出ていませんか。石川県かなという感じがしますが。そこは茶道をされる方が多いので、そうでないかと思うのです。多分、生涯学習活動をやっている背景には歴史的な背景とかいろいろあると思います。一概に他県との比較検討をする必要はないと思います。

この中で、利用できる施設を増やすが多くなっています。これは人口的にみてどうなのですか。現状の合併後の新潟市の施設としては、多いのか少ないのか。この辺のところを課長としてはどのように見られますか。

○生涯学習課長

生涯学習施設については、公民館などに限るのか、学校開放などの活動できる施設まで含めて考えるのかによって、とらえ方はさまざまだと思います。公民館という点では詳細な比較をしたわけではないので、正確なお答えできないのですが、

○佐藤委員

私は十分足りているという気がするのですが、

○生涯学習課長

それほど少ないとは思っていません。

○佐藤委員

公民館も学校も開放すればいくらでも施設は十分という気はしています。そうすると、認知度が低いことが考えられます。認知度を上げるためにはどうすればいいかは、生涯学習の意識

を高めていくことかと思えます。一番いいのは社会活動に関わっていただく、ますます学・社・民の融合を進めていくために、特に、教育委員会としては学校支援活動に大いに関わっていただければと思えます。これをどこで切り口として考えるかが議論の争点になるだろうと思いました。その辺の施策をもう少し生涯学習課のほうで議論していただいて、案を練っていただければと思えます。

○委員長

ほかにいかがですか。ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

次回以降の日程についてです。まず、2月臨時会が2月27日木曜日午後4時から、3月定例会につきましては3月17日月曜日の午後3時30分から、4月につきましては、4月14日月曜日午後4時30分から、5月につきましては、5月28日午後3時から予定しております。

(非公開案件)

(付議事件

議案第28号「市立小・中・中等教育・特別支援・高等学校の校長の人事について」審議し、可決する。)

第6 閉会宣言

○委員長

午後3時50分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員